

報告第 2 号

西宮市立地適正化計画の基本的な方針（案）について【報告】

目 次

1. 立地適正化計画の目的と位置づけ…………… P. 1
2. 立地適正化計画の基本的な方針（案）作成の趣旨…………… P. 1
3. 基本的な方針（案）の閲覧と意見募集について…………… P. 1
4. 立地適正化計画策定のスケジュール…………… P. 2

資料 1

西宮市立地適正化計画の基本的な方針（案）

資料 2

西宮市立地適正化計画の基本的な方針（案） 概要版

1. 立地適正化計画の目的と位置づけ

立地適正化計画とは、都市再生特別措置法第 81 条に規定されている、都市計画区域内の区域について、住宅及び都市機能増進施設（都市の居住者の共同の福祉又は利便のための必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るための計画である。

立地適正化計画は、概ね 20 年後の都市の将来像を見据え、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと公共交通等との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めるものであり、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、都市計画法に基づく市町村マスタープランの一部と見なされる。

2. 立地適正化計画の基本的な方針（案）作成の趣旨

本市は、大阪・神戸両市の間に位置し、すでに、鉄道などの交通網や一定密度の市街地など、コンパクトな都市構造が形成されており、また、全市的には、人口推計において、平成 32 年まで増加するとされている。しかし、地区によっては、人口減少や高齢化などによる問題が顕在化する恐れもあり、また、超長期的な人口推計では、全市的な人口減少が急激に進むものと予測されている。

今後、本市において予測される人口減少や高齢化、都市の持続的な経営等の課題に対応したまちづくりを進めるために、立地適正化計画を作成する。

「西宮市立地適正化計画の基本的な方針（案）」では、市内を 9 地区に分けて、即地的な将来の人口、人口構成の推計や都市構造分析等により、各地区における都市構造の現状・課題を把握するとともに、「西宮市都市計画マスタープラン」（平成 29 年 3 月改定）や「西宮市総合交通戦略」（平成 28 年 9 月策定）等の関連する計画との調和・連携を図りながら、今後の立地適正化計画の作成に向けた、居住や都市機能、交通に係る目指すべき将来像についての骨格を示す。

3. 基本的な方針（案）の閲覧と意見募集について

●意見募集期間

平成 29 年 9 月 25 日（月）から 10 月 13 日（金）まで

●閲覧場所

西宮市役所都市計画課窓口（南館 3 階）

※市のホームページにも掲載

●広報手段

平成 29 年 9 月 25 日号の市政ニュースに、立地適正化計画の基本的な方針のあらましを掲載した「都市計画ニュース」を折り込みで全戸配布するとともに、市のホームページで掲載

●意見の提出方法

意見募集期間内に、都市計画課へ持参または郵送

4. 立地適正化計画策定のスケジュール

本日の報告後、「都市計画ニュース」（市政ニュース9月25日号折り込み全戸配布）とホームページで広報し、9月25日～10月13日の3週間、閲覧、意見募集を行う。次回の都市計画審議会にて、意見募集の結果報告を行う予定である。

